



診断書強要行政訴訟控訴審勝利！ シリーズ⑤

使用者側の立場に立った中労委！ 裁判所が中労委の誤った主張を指摘！

東京高裁（相澤眞木裁判長）は10月8日、国（中労委）が控訴していた診断書強要行政訴訟控訴審について、控訴を棄却しました。

この診断書強要に対する闘いは、職場からの闘いを経て、地本・本部の団交開催請求を会社が受け付けないことから都労委に救済申し立てをし、都労委は救済命令を出しました。しかし、中央労働委員会は、都労委命令を覆し、会社の立場に立った命令を発したのです。

これに対し、東京地裁、東京高裁は「本件団交事項が労働者の労働条件その他の待遇に関する事項として義務的団交事項に当たるもの」と、私たちの主張を全面的に採用した認定をしました。

中労委はなぜ誤った判断に至ったのか？それは、かつて中労委が出した「あっせん」に固執したからと言えます。

JR東海労を結成して間もない時期に、会社がスト破りのための「大卒運転士」導入を発表したため、JR東海労は、これに反対し団交を要求しましたが会社が応じませんでした。この時JR東海労は、中労委に「あっせん申請」をしましたが、この時のあっせんが「団体交渉事項に関する協約の解釈・適用につき対立がある現状に鑑み、その解決について労使双方は苦情処理制度等を活用して十分な協議をされたい。」というもので、更に口頭説明として「あっせん中、『苦情処理制度等』の『等』とは、協約上に根拠は無いが、労使双方の担当者による窓口折衝を意味するものである。」というものでした。

中労委はこの「あっせん」が重しとなり、会社の主張する「発生した問題は労使の窓口で解決することが労使慣行だ」という主張に依拠してしまい、憲法、労組法の定める「団体交渉権」を蔑ろにした判断に陥ったと言わざるを得ません。

しかし、30年以上前の平成4年の「あっせん」は、この大卒運転士問題に限ったことで、これにより未来永劫「団交によらず窓口折衝で問題解決」とはならないことは明白です。